

第841回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年9月2日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（8名）

1 番	稲田 義敬	2 番	山口 一晴	3 番	濱田 頼之
5 番	岩本 誠司	8 番	西山 成彦	9 番	小島 久司
10 番	寺田 巧	11 番	羽賀 大透		

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、農地利用最適化推進委員は招集せず。

4. 欠席者（10名）

4 番	山本 欣史	6 番	西山 讓	7 番	澤田 誠規
-----	-------	-----	------	-----	-------

1 番	松本 功	2 番	保田 稔	3 番	川島 照久
4 番	井垣 水里	5 番	佐藤 千春	6 番	山本 大
7 番	浦田 久永				

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局主査 中田 真由

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第4号	農業委員の辞任届に伴う同意について

○議長 皆さん、こんにちは。またコロナが高知県も大爆発ということで、宿毛市は幸い2、3名という状況ですので、気を付けて仕事等してもらいたいなと思います。

今日はコロナの関係で、推進委員さんには欠席してもらって会を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これより、第841回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

「議事録署名委員」の指名を行います。11番 羽賀 大透委員、1番 稲田 義敬委員にお願いします。

なお、4番 山本 欣史委員、6番 西山 譲委員、7番 澤田 誠規委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、農地利用最適化推進委員は招集しておりませんので報告します。

○議長 これより議事に入ります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査」についてご説明いたします。

受付番号11番。場所は3ページに位置図をつけております。

大字戸内。主要地方道土佐清水宿毛線を三原方面に南下し、中筋川ダムを越え、蛍湖ゴルフパークを西側に進んだ久礼ノ川地区内にある23筆になります。

譲渡人は相続により土地を取得しておりましたが、この度譲受人に譲り渡すこととなりました。

譲受人は現在四万十市の西土佐中央牧場にて4年勤務中です。独立して新規就農するにあたり、畜産用に広い土地を探していたところ、譲渡人所有の土地を取得することになりました。

なお、現在の住所は職場のある四万十市西土佐となっておりますが、就農時（令和4年10月頃予定）には、祖母宅が平田町戸内にあるため、そちらから通うということです。

売買で、取得後は牛を飼育するとのこと。

本申請は双方から委任を受けた西川行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第

2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上1件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 それでは、受付番号11番について、黒川地区担当の私から説明します。

○岩本委員 【議案書をもとに11番朗読】

現地は2、3か月前に（譲受人の）義理の兄になる方と久礼ノ川の現地へ行ってきました。場所は、畑とか田んぼになっちょう、ほとんど荒れて山林化してますけど、譲受人が牛を飼うために造成するそうです。

譲渡人は、2、3日前に井垣委員さんが会って確認しております。

譲受人は、今西土佐の横山牧場で修行してますので、そこはおばあちゃんがうちの近所におりまして、おばあちゃんに確認しております。間違いないのでよろしく申し上げますとのことです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○小島委員 牛飼ういうて、放牧するが？

○議 長 横山牧場みたいに、牛舎建てるがやないろかね。大抵。

○小島委員 大駄場っていうたら平田からどうやって入るが？

○議 長 蛍湖から久礼ノ川行くところに橋あるやん。左に行ったところの。

○小島委員 ああ、あそこは戸内になるが？大駄場いうて黒川の大駄場か思うた。

○議 長 じゃないね。倉庫の手前の左側を曲がって。

○議 長 久礼ノ川は戸内で。消防団も黒川部じゃなかったけん。

○小島委員 戸内か。観光牧場になるね。ありがとうございました。

○議 長 他に意見はありませんか。

- 寺田委員 これは変更した後は地目は変えんでいいのですか。
- 事務局長 事務局です。まずは所有権が変わる、その後地目が変わります。申請者の申請行為に基づきますので、あといろいろと事業も絡んでいるかと思えますので、整合性も取らないといけないので、その辺調整をしないといけないのかなと思います。地目を変えるのが普通だと思うのですが。そこは確認しておきます。
- 議 長 全部が牛舎になるとも限らないので。
- 事務局長 筆がこんなに23筆も分かれておりますので、現実的にそういうところもあります。
- 寺田委員 合筆するなりなんなりね。
- 事務局長 一般的な部分も含めて確認しておきたいと思います。
今寺田委員からいただきました、所有権移転に伴う地目の変更につきましては、産業振興課の部分も絡んでおりますので、耕作計画を含めた部分を確認して、分かり次第改めて結果報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」の1件は、許可することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題

といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請について」ご説明いたします。

議案書は5ページから、受付番号5番になります。

所在地 山奈町山田・竹部地区、農村公園から市道を進んだ住宅地の一角です。

申請者は、貸家であり、妻と子供一人の3人世帯で生活していますが、妻の祖母が山田に居住しており、子供は山奈小学校へ通学中のため、申請地に住宅を建築するものです。

農地転用に伴う、隣地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されています。

住宅建築面積が 273.00 m²、資金計画といたしましては、土地取得費が 3,400,000 円、建築費（設計費含む）39,300,000 円、自己資金（銀行融資）が 42,700,000 円で賄う予定です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号6番。議案書は6ページになります。

所在地 野地 三陽興産（株）小川工場の東側の休耕地です。

譲受人は農地の贈与を受けたものの農業を行わず、今後農地の維持管理も難しいことから、農地の有効活用を検討したところ、事業者が提案する太陽光発電施設の設置のための資材置き場として利用することを計画することになりました。

申請地は、太陽光発電に必要な電池モジュールや架台、フェンス、杭等の資材を保管するためのスペースが必要なところ、申請地は十分な広さを有しております。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されています。

資材置き場の面積は 1104.00 m²、資金計画といたしましては、土地取得費が 600,000 円、建築費が 200,000 円、全額 800,000 円を自己資金で賄う予定です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることにより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号7番。議案書は6ページになります。

所在地 野地 三陽興産(株)小川工場の東側の休耕地です。

譲受人は農地の贈与を受けたものの農業を行わず、今後農地の維持管理も難しいことから、農地の有効活用を検討したところ、事業者が提案する太陽光発電施設の設置のための資材置き場として利用することを計画することになりました。

申請地は、太陽光発電に必要な日照確保できる開けた土地で、効果的に発電可能なパネル枚数を設置できる十分な広さを有しているため、予定地として選定したものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されています。

太陽光発電施設設置の面積は1085.00㎡、資金計画といたしましては、土地取得費が600,000円、設計費を含む建築費が5,410,207円、全額6,010,207円を自己資金で賄う予定です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることにより転用に支障なしと考えております。

以上、今回3件の申請となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号5番について、山田地区担当の西山(成)委員より説明をお願いします。

○西山(成)委員 【議案書をもとに番号5番朗読】

一昨晚電話をかけましたところ、異議はございませんのでどうぞご審議のほどよろしく申し上げますとのことでございました。よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号6番及び7番について、野地地区担当の山本(欣)委員の代わりに事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 本日野地地区担当の山本(欣)委員が欠席されておりますが、事前に山本(欣)委員から確認の報告を受けておりますので、代わりに事務局小松から報告させていただきます。

【議案書をもとに番号6番及び7番朗読】

山本(欣)委員からは、前日までに双方に対し、電話で確認を取り、間違いないのでよろしくお願ひいたしますとのことでした。

なお、6番と7番の申請書類の提出につきましては、事務委任を受けました四万十市におります曾根行政書士から書類の提出を受けております。以上で簡単ですが、報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○寺田委員 小さなことで悪いんですけど、(議案書4ページ・農地法第5条申請明細の面積の) トータルの部分の数値が違うんじゃないかと。

○事務局長 田・2,089 m²→2,189 m²ですね。大変失礼いたしました。

○事務局長 訂正です。ただ今寺田委員より、合計面積について指摘がありました。正しくは「田」につきましては、2筆あわせて 2,189 m²になりますので、合計も変わります。大変失礼いたしました。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」3件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
議案書は7ページになります。申請件数は3件、いずれも新規設定です。
受付番号42番について、ご説明いたします。

場所は大字戸内、寺尾地区です。国道56号線、延光寺入口の交差点付近、リサイクルショップの東側にある農地のうちの2筆になります。

貸付人は高齢のため自分で耕作することが困難になったため、地元の方に耕作していただくことになりました。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号43番についてご説明いたします。新規設定です。

大字戸内、寺尾地区です。受付42番の農地の付近になります。国道56号線、延光寺入口の交差点付近、リサイクルショップの東側にある農地のうちの1筆になります。

貸付人は高齢のため自分で耕作することが困難になったため、地元の方に耕作していただくことになりました。

地目は田でみかんを作るとの計画が出されております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

なお、受付番号44番については、8月10日付で申請書の受付を行いました。その後の事務局と農業委員による現地等調査の結果、賃借予定の農地の所在地や、貸主の連絡先が申請内容と異なる点があり貸主との事前の意思確認が不十分であることが見受けられ、再度確認する必要があることから保留扱いとし、今後の対応としましては、申請者に対し相違点を解消したうえで申請書を9月10日（金）までに再提出の場合は、次回定例会にて審査を行うこととし、再提出ができない場合は申請の取り下げ処理を行うこととします。

今回の利用権設定は以上です。

○議長 続きまして、受付番号42番及び43番について、寺尾地区担当の私の方から説明いたします。

○岩本委員

【議案書をもとに番号4 2番及び4 3番朗読】

僕が稲刈りで忙しかったもので、井垣委員さんをお願いしまして、井垣委員さん3人と会って現地を見てくれたそうです。問題ないのでよろしくお祈いしますとのこと。

○議 長

続きまして、受付番号4 4番について、神有地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員

【議案書をもとに番号4 4番朗読】

先程事務局からありましたように、私ももう十数年おりますが、こんなことは初めてであって、記載された住所と現地在全く違、貸すというところはもう他の人が作っているという状態、まったく訳が分からない。レモンを植えるがよ。1年半ぐらい前から5か所、貸付人は平田にいっちょる●●くんのお父さんがやけど、田んぼずっと作りよったがやけど、いろいろあつて辞めて、よう作らんで、レモンで貸しちょうがやけど、はっきり言うたら、レモンを植えるときに2mぐらいの(草が生えた)耕作放棄地になつちようところ、植えるところだけ掘って、レモンの木は50cmぐらいで、レモンがどこにあるか分からん。そういう状態で、毎日見よるがやけど本当に草の中にレモンがあるか無いか分からん状態。土地も違。貸付人の電話番号も違、かけたら全然違う人が出、借受人にも電話をかけたら、そんなのいっばいあるけん分からん言うて、分からんじゃ困、委員会でも採決出来んけん、もう一度調べて電話してくれ言うたら、夜電話かかってきて草も生えっぱなしじゃいうたら、私はこういう方法でやりよるがやけんいうて、話が前に進んで、事務局の所へ来て話したり、向こうの方へも連絡したりしよったけん、4日ぐらい前にちよこちよこつと草を刈ったところがある。一部だけやけん。番地とかそんなのも全然分からん言うて、市の方でも聞いたけん、訳の分からんことばかり言いよる。本人にも会ったことがある、中土佐から来た言いよったけん。話が通じんで、事務局にも相談してこのことについては当然委員会にもかけるけん、ちよつと難しいかもしれんで言うて、そりゃそうじゃね言うて。そのあとまた連絡とつてやったけど、同じような状態。許可するには難しいんじゃないかなと。以上です。

○議 長

事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

- 西山(成)委員 シラ金いうがはどの辺りで？
- 濱田委員 事務局来て、2、3日前に調べたら全然貸してない、●兄が天神から抜けよった、神有のそこから奥らしいが。
- 西山(成)委員 ああ、昔●●の●●ちゃんが作りよった、あっちのところか。
- 濱田委員 右の方へ入ったところ。庚申さんいうところがある。要するに天神に抜ける道があらあね、坂があって、その奥のところ。
- 小島委員 全部荒れちよらね。
- 濱田委員 そこには貸付人の土地もない。もうちょっと手前の所にいい土地になっちようけん、事務局から聞いていったら、そこは別の人に貸しちよるいうて、3年前から作らせちようけん。で、貸付人に聞いたらそんな契約したこともない。
- 議 長 貸付人いうのは、●●さんとこの隣の●●兄やろ？
- 濱田委員 うん。
- 小島委員 いかがわしいね、けどこりゃ。
- 濱田委員 お金も振り込まれちよらん言いよった。
- 議 長 実際植えちようがやろかね。
- 濱田委員 植えちよう。それは毎日見よる。1mくらいの木 200 本。
- 議 長 人の土地に植えたみたいになっちようがやないろか。
- 濱田委員 橋上の方でも皆通り道の端やけん、葉っぱも全部青々したのがなくなって、虫に食われたか鹿に食われたかしらんけんど、植えたものを入れていた段ボールも放りっぱなし。縛ってきたビニールも放りっぱなし。でめちやくちやにしよる。毎日歩きようけん、見よるでいうて言うた。そんな状

態で他にもあるし、こんな状態じゃなかなか、補助金目当てじゃないろかねいうて皆言うがよね。

○小島委員 この耕作証明ら見るに、香南市の方まで行って作りよるがやろか。

○西山(成)委員 草刈ったりしよるがは一人でしよるが？

○濱田委員 で、農地がどこにあるかもわからんと。

○西山(成)委員 やぶさかではないね。

○小島委員 なんかおかしいね。

○濱田委員 草が2mくらいあるところの、ちょこっと掘ってポンと植えて。

○小島委員 無農薬でやるいうて書いちょう。

○西山(成)委員 なんか胡散臭いね。

○濱田委員 最初愛媛県から来たかと思うたら、地区の●●さんの紹介で来たいいよった。その子の紹介で5、6人。その人らも困るいいよった。結局補助金目当てで契約してきちよったけど、補助金するには農業委員会の利用権設定せんといかんけん、しょうがやないろかいうのが私なりの考えであるけんよ。申請してちゃんとしたことをせんかったら、許可する言うことも出来んけん。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより、受付番号42番及び43番について、採決をいたします。
議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第3号」2件は、市に通知することに決しました。

○議 長 受付番号44番については、事務局と委員からの報告のとおり保留扱いとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、受付番号44番は、保留扱いとすることに決しました。

○議 長 続きまして、議案第4号「農業委員の辞任届に伴う同意について」を議題といたします。

○議 長 事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第4号「農業委員の辞任届に伴う同意について」ご説明いたします。
委員の皆さまには、議案に同封しております資料をご覧くださいと思います。このことにつきましては、令和3年8月17日、西山譲委員より健康上の理由で、令和3年9月30日付けで農業委員会等に関する法律第13条に基づき辞任届の提出がありました。同法第13条では、委員の辞任の要件として、これについて正当な事由があるときは、市長及び農業委員会の同意があることが規定されています。事前にお配りしております別添の資料をご覧ください。また、辞任の理由が正当であるかどうかは、市町村長より農業委員会が社会通念に従い一般の常識に基づいて判断すべきとあり、農業委員会の同意は農業委員会の総会、本日開催の定例会の議決、すなわち辞任申出者を除く定例会出席委員の過半数の賛成によって行くとされています。本日の出席者は定数11名中、辞任届申出者、定例会欠席者を除き8名です。

西山委員におかれましては、4月中旬以降、病気療養のため農業委員会定例会を欠席しておりました。今後も引き続き、治療に専念する必要があることから農業委員として活動することが難しくなり今回、辞任届の提出に至りました。

仮に本日農業委員会として辞任に同意しますと、提出いただいております辞任届は市長あてに農業委員会の同意書とともに市長へ届けられ、受理

されると農業委員の辞任となります。よって本日ここで農業委員の同意を
求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 事務局より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はござい
ませんか。

○議 長 どうでしょうか。何かありませんか。

○小島委員 辞任を今この委員会で同意をしますと、欠員補充については考えていま
すか。

○事務局長 ただいま小島委員の方から、欠員補充の関係について質問を受けました。
こちらにつきまして、委員の任期はご存じの通り3年間となっております。
現在の委員の皆さまの任期満了日は令和5年7月19日です。資料にも
ありますように、法令上農業委員の補充が必要な場合に関する規程は特
段ございません。以上のことから、事務局としましては必ずしも農業委員
が1名欠員することに対して欠員を補充する必要はなく、次回改選までは
欠員は生じる形にはなりますが、その間、西山讓委員の担当地区における
業務につきましては、ご面倒をおかけいたしますが、隣接する岩本・井垣
両委員にカバーしていただき、現体制で進めて行きたいと思っております。
以上です。

○小島委員 今ここ何か月かの現状を見よるに、平田結構出ちょうがよ。案件がね。
でまあ、会長と井垣さんとが調整してかまんがやったら全然大丈夫やろ
うね。その辺りを事務局で調整してお願いします。
まあ、委員からこういうふうな、体調の不良で言われたら（辞任を）止
めることも出来んわね。

○議 長 ほかに意見はございませんか。
なければ、辞任の同意について採決をするということですので、採決
してもよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○議 長 議案第4号「農業委員の辞任届に伴う同意について」事務局の説明の

とおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、議案第4号は、原案のとおり承認されました。よって承認された旨を宿毛市長宛に回答いたします。

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号10番。議案書は8ページになります。
今回1件申請が出ております。
所在地 幸町 登記地目 田3筆。
場所は、宿毛警察署西側空き地です。昭和52年頃スーパーマーケットがあり、平成15年頃取毀しその後、駐車場として利用され、田として使用しておらず現在に至っております。現況の地目は雑種地になっております。

以上1件につき、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号10番について、街区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 **【議案書もとに10番朗読】**
この物件につきまして8月29日、松本委員と現地を確認しております。その後申請人に電話で確認をして、この土地については農地としての復旧は困難だろうということで、松本委員と意見が一致しております。
代行した方が山下行政書士さんでございましたので、ちょうど山下さんの事務所の前の土地ですので、現地に行って山下さんと話をしようと思したら、山下さんがお留守で、事務員さんと間違いないということでよろしく審議のほどお願いしますとのことでした。
私もそれほど昔知っているわけではないのですが、前スーパーが確かにありまして、その時に疑問を持ったのが土地の地目が田となっていること

で、そのこともあって山下さんに聞こうかなと思って行ったのですが、そこから辺疑問は解消されずに帰ってきました。そのことについて事務局の方で分かるようでしたら補足をお願いします。ただ、申請の部分については間違いがないということですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対する意見、ご質問はございませんか。

○事務局長 今稲田委員さんから現地での調査結果について報告いただきました。ありがとうございます。実は私もこの申請を受け付けたとき、地目が田であるので、稲田委員と全く同じ考えです。すいません、詳しいことを山下先生に聞いてですね、ごめんなさい、改めて報告させていただきます。

○寺田委員 昔はよくあった。住宅ローンを借りる場合は地目を変えないかんけど、自己資金で建てる場合は変えなくてもよかった。

○濱田委員 橋上もね、ダムの関係でそのまま建って、今度新しくするのに申請をしたというのが何件もあった。けど、今のこれダイワ、大きいスーパーがあったがよね。スーパー大きいのがやりよって、今稲田君が言うたように、確かに局長みたいにあんな大きいがになんで許可、農業委員が出るいうて。橋上でいうたら、前の農業委員に言うてくれいうて言うたがやけど。そんなようなが結構あったけんね。今は早くから駐車場になってまったく出来んようになっちゃう。

○事務局長 念のため、山下先生に確認したいと思います。ありがとうございます。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないとのことですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 **(①高知県に送付した結果の報告について)**

第836回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第5条申請(受付番号2号)について、県に意見を付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

内容といたしましては、宿毛市和田、クリーニング店の隣接する農地の転用でした。転用の目的としては、壁補強と並びに駐車場を整備するということでしたが、8月10日付けでこの度転用の許可が下りておりますので、ご報告いたします。

あともう1件報告です。先月の1か月前の定例会で承認となりました、駅東町四丁目のパチンコ屋さんの裏手にありました、自分の農地に倉庫を建てたという、俗にいう違反転用の事案でしたけれども、こちらにつきましても、8月26日付けでこちらについても許可が下りております。

本日は以上2件の転用の許可が下りておりますことを、この場で報告させていただきます。

○事務局員 **(②農地パトロールにおける大雨被害状況調査結果について)**

8月3日(火)の農地パトロールでは、例年の耕作放棄地及び違反転用の実態把握の調査に加えて、7月18日(日)に発生した県西部における大雨について、農道、水路、農地への被害状況の確認を行いました。

農地パトロール報告会にて、各班から被害状況について説明があり、報告会終了後宿毛市(宿毛市長、市土木課長)に対して速やかな復旧に向けての要望を行いましたので報告します。

大雨の被害状況について、事務局で取りまとめを行い、議案書送付時に写真その他資料を同封いたしましたのでご確認ください。

この度は大雨の被害状況確認について、委員の皆さまのご協力ありがとうございました。

○事務局員 **(③公務災害補償保険料集金について)**

「公務災害補償制度」の掛金をありがとうございました。振込処理も終

了し、先日議案書送付時に領収書を同封させていただきましたので、確認
お願いいたします。

(④次回会議の日程(10月5日(火)))

次回総会の日程についてお知らせいたします。10月5日(火)開催の
予定です。提出議案の締め切りは9月10日(金)、議案送付は9月28日
(火)の予定です。よろしくようお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。他に何かないでしょうか。

○小島委員 この後の種まきの作業の件をちょっと。

○議長 この後、そんなに時間かからんと思いますが、草刈った耕作放棄地解消
のところにコスモスの種を撒きたいと思います。また、先日は井垣委員、
小島委員、山本委員が除草剤を撒いてくれて、そのあと小島委員が昨日か
な、きれいにたたいてくれています。後は種を撒くだけになっております。
どうかご協力をお願いいたします。

どうでしょう、無ければこれで終わりたいと思います。

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第841回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和3年9月2日

会 長

岩本 誠司

農業委員

羽賀 大造

農業委員

稲田 義敬